

## 令和7年度夜間銃獵安全管理講習会 射撃技能の再確認（追加開催） 開催・募集要項

平成27年度から令和7年度に実施した夜間銃獵安全管理講習会を修了している方で、射撃技能の確認において基準に達しなかった受講者のうち、希望者を対象に射撃技能の再確認を行います。

### ■開催日程・場所

会場	射撃場	開催日
関東会場	群馬県安中総合射撃場 (群馬県安中市中宿2003番地)	令和8年2月9日

### ■時間・内容（予定）

時間	内容
10:00～10:30	受付
10:30～10:45	説明・諸連絡
10:45～	射撃開始 準備5分・射撃（試射を含む）10分 参加者数に応じて、1名から2名ごとに射撃を行います。 射撃終了次第、流れ解散とします。 ※受講者多数の場合、昼休憩を設ける場合があります。

### ■参加費用

参加費は無料ですが、使用される実包等は各自ご用意ください。

### ■受講者の要件

受講者は、平成27年度から令和7年度に実施した夜間銃獵安全管理講習会を受講し、安全管理講習及び技能知識講習を修了している方で、射撃技能の確認において基準に達しなかった受講者が対象です。

ただし、令和7年度の北海道、東海、関西会場で実施された射撃技能の再確認を受講済みの方は、対象外になります。本射撃技能の再確認は受講できません。

なお、過年度において特定ライフル銃・散弾銃で射撃技能の確認を受け基準に達している方で、新たにライフル銃での基準で射撃技能の確認の受講を希望される方につきましては、夜間銃獵安全管理講習を再度受講いただく必要がございますので、ご注意ください。

## ■実施可能な射撃姿勢について

全ての射撃姿勢（立射・膝射・伏射・肘射）での射撃が可能です。

## ■申し込み方法

「射撃技能の確認 実施要領（別紙1）」をご確認のうえ、「【追加開催】令和7年度夜間銃猟安全管理講習会 射撃技能の再確認 参加申込書」に必要事項をご記入いただき、下記の書類を添付のうえ、電子メールで講習会事務局にお送りください。

### ●添付書類

- ✓ 認定鳥獣捕獲等事業者講習会（夜間銃猟安全管理講習）修了証（写し）
- ✓ 猟銃・空気銃所持許可証（写し）

※顔写真のあるページと射撃技能の確認で使用する銃器のページの写しを添付してください。

### 【申し込み期間】

1月31日から2月5日まで

### 【申し込み先】

夜間銃猟安全管理講習会事務局（担当：湯瀬）

E-mail: yakanjuryo2025@jwrc.or.jp

### 【講習会事務局連絡先】

一般財団法人自然環境研究センター

E-mail: yakanjuryo2025@jwrc.or.jp

TEL : 080-2342-5454（平日10時から17時まで）

なお、申し込みを受け付けた時点で、事務局から申し込み担当者へ連絡いたします。連絡がない場合、何らかの理由で参加申込書が事務局に届いていない可能性がありますので、事務局にお問い合わせください。

## ■注意事項

- 認定鳥獣捕獲等事業者にご所属の方は、事業者（法人）ごとにお申込みください。
- 緊急銃猟に従事する捕獲者の方は、市町村ごとにお申込みください。
- 会場の都合上、申し込み多数の場合は受講者を選定させていただきます。
- 当日、射撃練習をすることはできません。
- 付き添いの方の会場（射撃場）の立ち入りはご遠慮ください。事務局の指示に従わない等、進行を妨害すると判断された場合、受講者共に退場いただく場合があります。

- 不明な点は事務局までお問い合わせください。射撃場に直接問い合わせることはご遠慮ください。

### ■受講の可否

受講の可否については、事務局から電子メール等でご連絡し、参加案内をお送りします。

### ■射撃技能の確認の基準

具体的な確認方法は「射撃技能の確認 実施要領（別紙1）」をご参照ください。

### 射撃技能の確認 実施要領

夜間銃猟安全管理講習の受講者のうち、捕獲従事者を対象に、射撃技能を以下の方法により確認します。

#### (1) 使用する銃種及び実包

射撃技能の確認において使用する銃種（ライフル銃、特定ライフル銃、散弾銃）は問いません。ただし、使用する銃については所持許可証の用途欄に狩猟または有害鳥獣駆除の記載があるものに限ります。使用する実包については、射撃場で使用できるものであれば制限はありません。

#### (2) 標的の大きさ（次頁参照）

中心点を「+」または「×」で示し、中心点から半径 2.5 cm（ライフル銃）、半径 5.0 cm（特定ライフル銃、散弾銃）の範囲を記した標的紙を使用して実施します。

#### (3) 射撃の方法等

- ア) 射撃場において、50mの距離から静的射撃を行います。
- イ) 射撃回数は、受講者 1 人につき、5 回以上の射撃とします。
- ウ) 本射とは別に 10 回以内の試射を認めます。試射は、照準調整のためのものであるため、本射とは別の標的紙を使用し、本射の対象とはしません。  
試射は、本射の前のみ行うことができます。
- エ) 時間は 1 人につき、試射を含めて 10 分以内とします。
- オ) 実包の装填数：1 回の射撃につき、実包は 1 個のみ装填するものとします。
- カ) 受講者は立射、膝射、伏射及び肘射いずれかの射撃姿勢により射撃を実施することとします。
- キ) 各姿勢とも依託射撃を行う場合、架台、土のう等を使用することは可能です。銃を完全に固定する方法（例：ベンチレスト等で銃全体を完全に固定する方法）での依託射撃は認めません。銃を安定させるために腕に絡めて使用する負い革については、その使用を認めることとします。

※ 必要な器具については各自ご持参ください。なお、この基準に適合するか不明な場合には、参加票が交付された後に、器具の写真等を添付して講習会事務局連絡先まで電子メール（yakanjuryo2025@jwrc.or.jp）で、お問い合わせください。

#### (4) 射撃技能の確認の基準

5回以上の射撃を実施し、

- ①ライフル銃の場合、所定の標的の中心から半径2.5cm（標的の中心から弾痕の中心までの距離）の範囲に全て命中
- ②特定ライフル銃（ハーフライフル銃）・散弾銃の場合、所定の標的の中心から半径2.5cmもしくは半径5.0cm（標的の中心から弾痕の中心までの距離）の範囲に全て命中（半径2.5cmの範囲に収める射撃技能が確認できた場合は、夜間銃猟では全ての銃種を使用することが可能ですが、半径5.0cmの範囲に収める射撃技能が確認できた場合は、夜間銃猟では特定ライフル銃（ハーフライフル銃）・散弾銃を使用することができます（ライフル銃は使用不可）。）

したことが確認できること。

射撃技能を確認できた者には、認定申請時に必要な「射撃技能証明書」を発行します。

#### ■標的紙について（参考）

